内閣府 民間資金等活用事業推進室

対象: 茨城県土浦市

業務の目的・意義

● 土浦市では、施設整備等におけるPPP/PFI導入に向けた基本的な考え方や、PPP/PFI手法を導入・推進する上で必要となる視点及び検討プロセス等を明確にし、様々な民間活力の積極的な活用を推進する仕組みを構築すること、また、従来型手法に限らずより高い費用対効果が期待できる最適な手法を採用することで、市民への説明責任を果たすことを目指し、「土浦市公共施設整備等における P P P 導入検討指針」の策定を支援した。

優先的検討規程に基づいた運用支援(一色家住宅利活用事業)

①事業概要

- 本事業の対象である一色家住宅は、平成14年に国登録有形文化財建造物に指定され、その後、令和3年12月に土浦市にその土地と建物が寄付された。市では、一色家住宅を含む市の歴史的建造物について、その利活用を図るため、令和5年上半期に利活用に関する基本構想を検討。
- このような経緯を踏まえ、一色家住宅を市民や来街者が集い交流するとともに、 市の文化・歴史を伝える場として利活用するとともに、民間ノウハウや資金を活 用することで、管理運営費の削減につなげることを目指し、サウンディング調査 や類似事例調査を通じて利活用に向けた課題や可能性を評価することとした。

②支援内容

● 本事業への民活導入の可能性を検討(簡易な検討)するため、基本情報の整理を行ったうえで、事例調査、及び民間事業者への個別とアリング調査を支援した。これにより、民間による創意工夫・ノウハウ発揮の余地、業務の設定範囲について確認を行った。

③定件評価

- D(設計) +コンセッション等の官民連携手法の導入の可能性があり、設計 業務と管理運営業務を一括で発注するとともに、運営権を設定することによっ て、民間のノウハウ・創意工夫のもと、市が負担する管理運営コストの削減が 期待できることが確認できた。
- 一方で、当該スキームによる事業化を実現するためには、用途地域への対応を検討すること、事業者との対話を通じて詳細な改修業務の分担内容を検討すること、市としての方針を明確化すること、多様な部署や公的機関と協議・連携できる体制の構築を検討することが望ましいことを確認できた。

優先的検討規程の策定

● 優先的検討規程を策定する際のポイントを以下のとおり整理した。

検討プロセスと庁内体制

- ・制度所管課が事業発案状況を捕捉する プロセスを構築。漏れなくPPP/PFI検討を 行える体制とした
- ・PPP/PFI導入が明白な場合には検討 ステップを省略できるプロセスとし、 検討負担を軽減
- ・庁内体制は、事業所管課が中心となり、 制度所管課が検討のサポートをする体制 とすることで、円滑に検討が進むよう配慮
- ・関連部署をメンバーに含む会議体において 全庁的に検討・審議の上、市長決裁 によりPPP/PFI導入を判断するという プロセスを明確化することで、確実な意思 決定を行える体制とした
- 市長 事業計画等策定委員会 報告 決裁 土浦市PPP導入検討会議 (副市長·公室長·事業所管部長) 審議 PPP導入検討WG 構成メンバー例 住宅営繕課 -財政課 建築指導課 協議 管財課 ・その他関係所管課 制度所管課
- 、 | 民間事業者との情報共有・対話
 - ・優先的検討のステップにおいて、サウンディング等を実施し、民間事業者との対話の機会を設定

検討・評価事項と判断基準

- ・事業所管課が検討し評価する事項に加え、PPP/PFI導入を判断する基準を明確化
 - ・PPP・PFI手法による多様な効果を具体的に把握するための枠組み及び把握のためのステップを設定。 経済的な効果だけに留まらない多面的な視点からPPP/PFIを検討し評価するプロセスとした。

運用に関する課題と対応策

● 優先的検討規程を運用する上での課題・対応策等を以下のとおり整理した。

規程の定期的な庁内周知と、検討状況の把握(内部的なPDCAプロセス)

- ・事業所管課が具体的かつ定期的に導入検討指針に触れる機会の提供
 - ・PPP/PFI全般に関する事業所管課の知識向上の機会の提供
 - ・検討対象事業が漏れなく検討されているかの確認及び検討を行っていない場合の対応方法

事業担当課を支援する庁内体制の実行

・制度所管課等のPPP/PFI事業推進に関するノウハウの蓄積と事業所管課の検討に応じた適切な支援

市内事業者に対するPPP手法導入への理解促進

- ・市内事業者との官民対話を通じたPPP/PFI事業への理解促進
- ・市のPPP/PFIに関する取り組みの発信
 - ・導入検討指針に基づく検討を通じた市内事業者でも取り組みやすい事業の事業化

対象: 神奈川県伊勢原市

内閣府 民間資金等活用事業推進室

業務の目的・意義

- PPP/PFI手法の導入を検討するために必要となる基本的な考え方を整理 するとともに、市がPPP/PFI手法の導入の可能性を、自ら公共施設等の整 備・維持管理等を行う従来型手法よりも優先して検討していくに当たり、検 討の対象となる事業分野や検討プロセス等の基本的な考え方を示すことを 目的として策定する。
- 策定した優先的検討規程に基づいた運用支援を行う。

優先的検討規程に基づいた運用支援(伊勢原市自転車等駐車場整備事業)

①事業概要

- 伊勢原市の市営自転車等駐車場では、市街地再開発事業に伴う自転車等 駐車場の廃止、施設の老朽化、管理運営の効率化などが問題となっている。 そのため、市街地整備状況・利用実態の把握や、駐車需給の将来予測等の 調査を行い、自転車等駐車場の再配置・整備水準・スケジュール等を含む 「自転車等駐車場整備計画(仮称)」の検討を進めている。
- 整備計画の検討の一環として、自転車等駐車場の管理運営の効率的な実 施・サービス向上に向けて、官民連携での事業化についての検討を進める。

②支援内容

● 検討を一歩進めることを目的として、対象事業の事業内容や官民連携の事業 手法等について整理を行うとともに、定性評価を行い、官民連携による事業化 の可能性について評価を行った。

③支援結果

- 市が一定の施設整備を行った上であれば、PPP/PFI手法の導入可能性が期 待できることが確認できた。合わせて、2駅9施設の自転車等駐車場について、 包括的に管理運営することの効果が確認できた。
- 今後は、詳細な業務範囲の内容を設定し、現施設の収支情報を開示した上 で、再度、民間事業者との対話を行い、事業の具体的な内容を定めていくこと が必要となる。

優先的検討規程の策定

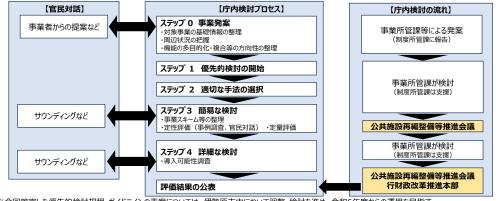
1:対象事業分野

● PPP/PFI優先的検討規程を策定する際のポイントを整理し、優先的検討規程・ガ イドライン(素案)の策定支援を行った。

対象事業分野は、「公共施設整備・管理運営事業」と設定。

2:対象基準(優先的 検討の対象とする基準)	「①事業費の総額が10億円以上の事業(建設又は改修を含むものに限る。)」「② 単年度の維持管理・運営費等が1億円以上の事業」「③複数施設の管理運営を 見直す際に、包括的な管理運営や施設の統廃合等を検討する場合」と設定。
3:検討プロセスと	事業所管課が中心に検討を進め、制度所管課が検討のサポートをする。また、「行財
庁内体制	政改革推進本部」で、全庁的な視点からPPP/PFIの導入検討を行う。
4:民間事業者との	民間事業者のノウハウを活用するために、民間事業者との対話の機会を設定し、サウ
情報共有·対話	ンディング等を実施する。
5:検討・評価事項と	PPP/PFI手法の導入を判断する基準(経済的な効果に留まらない多様な効果を含
判断基準	む)を明確化している。

【公共施設整備・管理運営事業における優先的検討プロセスの全体像】



※今回策定した優先的検討規程・ガイドラインの素案については、伊勢原市内において調整・検討を進め、令和6年度からの運用を目指す

運用に関する課題と対応策

- 市への支援の過程から得られた知見の中から、他の地方公共団体における検討に あたっての留意点・課題・対応策等を①~④のとおり整理した。
- 庁内における規程・PPP/PFIの周知・知識向上 (規程の運用定着に向けた優先的検討規程の周知・発信、PPP/PFIの必要性の機運醸成)
- | 制度所管課による庁内支援の推進(制度所管課の知識・ノウハウ向上、得られた知見の庁内還元)
- 発案した事業を優先的検討の対象にするための工夫 (事業者の参入意欲確認、複数事業の包括化)
- 詳細な検討の省略時の十分な確認

(詳細な検討による事業内容の精緻化と外部委託費の費用対効果の確認)

内閣府 民間資金等活用事業推進室

対象: 滋賀県彦根市

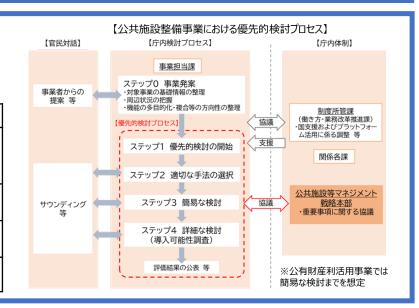
業務の目的・意義

● 彦根市が行財政運営の合理化および健全化、ならびに市民サービスの一層の向上に向けて、PPP/PFI手法の導入を検討して行くにあたり必要となる基本的な知識を整理すること、また彦根市が従来手法に優先してPPP/PFI手法の導入を検討するとともに、今後適正な運用と推進に資することを目的とした「彦根市PPP/PFI導入基本方針」の策定を支援する。

優先的検討規程策定のポイント

● 彦根市PPP/PFI導入基本方針(案)を策定する際のポイントを①~⑤のとおり整理し、 策定支援を行った。

1	対象事業分野	「公共施設整備・管理運営事業」及び「公有財産利活用事業」
2	対象基準(※)	「公共施設整備・管理運営事業」: 施設整備費10億円以上、維持管理運営費1億円以上「公有財産利活用事業」: 公共施設等の統廃合などにより、行政利用が見込まれなくなった財産」と「民間活用に支障がない財産 ※基準を満たさなくとも他自治体で実績がある・明らかに民間事業者の参入が期待できる場合等は検討対象とする。
3	検討プロセスと 庁内体制	制度所管課が事業担当課をサポート、発案状況の捕捉。 重要事項は「公共施設マネジメント戦略本部」において協議を行う。
4	民間事業者との 情報共有・対話	優先的検討の各段階において、サウンディング型市場調査の実施や、淡海公民連携研究 フォーラムの活用による官民対話の機会を設定
(5)	検討・評価事項 と判断基準	簡易な検討において検討、評価、判断する基準を明確化



運用に関する課題と対応策

● 運用を試行する具体の事業は無かったが、今後彦根市において発案の可能性がある事業分野について基本的条件の整理や他自治体 事例研究等を実施し、規程を運用していくにあたっての課題・対応策等を以下のとおり整理した。

####